

この省令は、平成十四年一月二十八日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方事務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年二月五日法務省令第四号）

この省令は、平成十四年二月十二日から施行する。

附 則（平成十四年二月二十八日法務省令第八号）

この省令は、平成十四年二月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表水戸地方事務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月四日法務省令第一五号）

この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十八日法務省令第一七号）

この省令は、平成十四年三月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表富山地方事務局の部及び高松法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年四月八日法務省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表津地方事務局の部の改正規定は、平成十四年四月十五日から施行する。

附 則（平成十四年四月二十三日法務省令第三三号）

この省令は、平成十四年四月三十日から施行する。ただし、別表さいたま地方事務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年五月二日法務省令第三五号）

この省令は、平成十四年五月十三日から施行する。

附 則（平成十四年七月八日法務省令第四五号）

この省令は、平成十四年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方事務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年八月二十九日法務省令第四九号）

この省令は、平成十四年八月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方事務局の部の改正規定は、同年九月九日から施行する。

附 則（平成十四年九月九日法務省令第五一号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表盛岡地方事務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表金沢地方事務局の部及び高知地方事務局の部の改正規定並びに第二条中第四十四条の改正規定 平成十四年九月十七日
- 三 第一条中別表旭川地方事務局の部及び名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中第十七条及び第四十二条の改正規定 平成十四年九月三十日

附 則（平成十四年一〇月二五日法務省令第五四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表長野地方事務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表水戸地方事務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十四年十一月一日
- 三 第一条中別表秋田地方事務局の部、京都地方事務局の部、奈良地方事務局の部、徳島地方事務局の部及び高知地方事務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の改正規定 平成十四年十一月五日
- 四 第一条中別表鹿児島地方事務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十四年十一月十一日

附 則（平成十四年十二月一八日法務省令第五六号）

この省令は、平成十四年十一月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表福島地方事務局の部の改正規定並びに第二条及び第三条の改正規定は、同年十二月九日から施行する。

附 則（平成十四年十二月九日法務省令第五八号）

この省令は、平成十四年十二月十六日から施行する。

附 則（平成十五年一月九日法務省令第二号）

この省令は、平成十五年一月十四日から施行する。ただし、第一条中別表秋田地方事務局の部の改正規定は、同月二十七日から施行する。

附 則（平成十五年一月二十九日法務省令第三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表金沢地方事務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表広島法務局の部及び大分地方事務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条及び第三十一条の改正規定 平成十五年二月三日
- 三 第一条中別表山形地方事務局の部、名古屋法務局の部、長崎地方事務局の部、佐世保支局の部及び那覇地方事務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年二月十日
- 四 第一条中別表盛岡地方事務局の部の改正規定 平成十五年二月十七日
- 五 第一条中別表福島地方事務局の部、さいたま地方事務局の部、大阪法務局の部及び長崎地方事務局の部、釧路支局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十五条の改正規定 平成十五年二月二十四日

附 則（平成十五年二月二十四日法務省令第六号）

この省令は、平成十五年三月三日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月五日法務省令第九号）

この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表釧路地方事務局の部北見支局の部、同部網走支局の部、広島法務局の部及び佐賀地方事務局の部の改正規定は、同月十日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十六日法務省令第一八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年四月一日法務省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年四月二十四日法務省令第三九号）

この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附 則（平成十五年四月二十四日法務省令第四四号）

この省令は、平成十五年五月六日から施行する。ただし、第一条中別表岐阜地方事務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則（平成十五年五月六日法務省令第四六号）

この省令は、平成十五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表神戸地方事務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定は、同月十二日から施行する。

附 則（平成十五年六月五日法務省令第五〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表千葉地方事務局の部、松戸支局の部及び柏支局の部の改正規定 平成十五年六月六日
- 二 略
- 三 第一条中別表千葉地方事務局の部、八日市場支局の部の改正規定 平成十五年六月二十三日
- 四 第一条中別表津地方事務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一條の改正規定 平成十五年六月三十日

附 則（平成十五年七月七日法務省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表千葉地方事務局の部の改正規定は、平成十五年七月十四日から施行する。

附 則（平成十五年七月一五日法務省令第五四号）

この省令は、平成十五年七月二十二日から施行する。

附 則（平成十五年七月二十二日法律省令第五十六号）

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附 則（平成十五年七月二十五日法律省令第五十七号）

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附 則（平成十五年八月八日法律省令第六十一号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表金沢地方事務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表山形地方事務局の部の改正規定 平成十五年八月十一日
- 三 第一条中別表名古屋地方事務局の部の改正規定 平成十五年八月二十日
- 四 第一条中別表大分地方事務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十五年八月二十五日
- 五 第一条中別表長野地方事務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定 平成十五年九月一日

附 則（平成十五年九月二日法律省令第六十五号）

この省令は、平成十五年九月十六日から施行する。ただし、第一条中別表新潟地方事務局の部の改正規定は、平成十五年九月二十九日から施行する。

附 則（平成十五年十月七日法律省令第七十一号）

この省令は、平成十五年十月十四日から施行する。

附 則（平成十五年十一月二日法律省令第七十二号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋地方事務局の部及び大分地方事務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表京都地方事務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定 平成十五年十一月四日
- 三 第一条中別表長崎地方事務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年十一月十日
- 四 第一条中別表甲府地方事務局の部の改正規定 平成十五年十一月十五日
- 五 第一条中別表水戸地方事務局の部の改正規定 平成十五年十一月十七日
- 六 第一条中別表福島地方事務局の部の改正規定 平成十五年十一月二十五日

附 則（平成十五年十一月二日法律省令第七十四号） 抄

この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成十六年一月七日法律省令第一号）

この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。ただし、別表高知地方事務局の部の改正規定は、同月十九日から施行する。

附 則（平成十六年二月一九日法律省令第三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表水戸地方事務局の部及び金沢地方事務局の部の改正規定 平成十六年一月二十六日
- 二 別表岐阜地方事務局の部の改正規定 平成十六年二月一日
- 三 別表長野地方事務局の部の改正規定 平成十六年二月二日

附 則（平成十六年二月九日法律省令第四号）

この省令は、平成十六年二月十六日から施行する。

附 則（平成十六年二月二十五日法律省令第八号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表大阪地方事務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表那覇地方事務局の部の改正規定 平成十六年三月八日
- 三 第一条中別表新潟地方事務局の部長岡支局の款及び同部六日町支局の款の改正規定 平成十六年三月十五日

第一条中別表鹿児島地方事務局の部の改正規定 平成十六年三月二十二日

附 則（平成十六年三月二二日法律省令第一七号） 抄

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表金沢地方事務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表函館地方事務局の部及び水戸地方事務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年三月二十九日
- 三 第一条中別表熊本地方事務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十六年三月三十一日

附 則（平成十六年四月二二日法律省令第三七号）

この省令は、平成十六年四月二十六日から施行する。

附 則（平成十六年六月八日法律省令第四三三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表大分地方事務局の部の改正規定 公布の日
- 二 別表奈良地方事務局の部及び広島地方事務局の部の改正規定 平成十六年六月十四日
- 三 別表山口地方事務局の部の改正規定 平成十六年六月二十八日

附 則（平成十六年七月五日法律省令第四八号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表福島地方事務局の部、千葉地方事務局の部及び福岡地方事務局の部の改正規定並びに第二条の規定 平成十六年七月十二日
- 二 第一条中別表金沢地方事務局の部の改正規定 平成十六年七月二十日
- 三 第一条中別表長野地方事務局の部の改正規定 平成十六年七月二十六日

附 則（平成十六年七月二七日法律省令第五二二号）

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則（平成十六年八月二六日法律省令第五六号） 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表甲府地方事務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十六年九月一日
- 二 略
- 三 第一条中別表名古屋地方事務局の部及び松山地方事務局の部の改正規定 平成十六年九月二十一日
- 四 第一条中別表岐阜地方事務局の部の改正規定 平成十六年九月二十七日

附 則（平成十六年九月二七日法律省令第六四号）

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中静岡地方事務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年十月六日法律省令第六八号） 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表東京地方事務局の部、新潟地方事務局の部、神戸地方事務局の部、岡山地方事務局の部及び佐賀地方事務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第一条、第十条、第十三条、第二十五条及び第三十条の改正規定、第三条並びに第四条の規定 平成十六年十月十二日
- 二 第一条中別表水戸地方事務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年十月十六日
- 三 第一条中別表長野地方事務局の部の改正規定 平成十六年十月十八日

附 則（平成十六年一〇月二二日法律省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年一〇月二六日法律省令第七二二号）

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成一六年二月一日法務省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全
国人権擁護委員連合会組織規程別表第一隠岐人権擁護委員協議会の項の規定は、平成十六年十月
一日から適用する。

附 則（平成一六年二月九日法務省令第七八号）

この省令は、平成十六年十一月十五日から施行する。

附 則（平成一六年二月二四日法務省令第八〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月一日
- 二 別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月五日
- 三 別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月六日

附 則（平成一六年二月二二日法務省令第九〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表青森地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地
方法務局の部、津地方法務局の部、松山地方法務局の部、大津地方法務局の部、松山地方法務局の部、高
知地方法務局の部、熊本地方法務局の部八代支局の款及び大分地方法務局の部の改正規定並びに
第三条の規定 平成十七年一月一日
- 二 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月四日
- 三 第二条の規定 平成十七年一月八日
- 四 第一条中別表秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、名古屋法務局の部、津地方法務局の
部同地方法務局の款及び神戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十一日
- 五 第一条中別表熊本地方法務局の部山鹿支局の款の改正規定 平成十七年一月十五日
- 六 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十七日
- 七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十一日
- 八 第一条中別表福岡法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十四日
- 九 第一条中別表津地方法務局の部四日市支局の款の改正規定及び第四条の規定 平成十七年一月
三十一日

附 則（平成一六年二月二八日法務省令第九三号）

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年一月四日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則
及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年一月一日から適用する。

附 則（平成一七年二月一日法務省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年一月一七日法務省令第六号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び
出張所設置規則（以下「改正後の設置規則」という。）別表熊本地方法務局の部及び登記事務委
任規則（以下「改正後の委任規則」という。）第三十二条の規定は平成十七年一月十五日から、
改正後の設置規則別表松山地方法務局の部及び委任規則第四十五条の規定は同月十六日から適用
する。

附 則（平成一七年二月二八日法務省令第七号） 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表広島法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十七年二月一日
- 二 第一条中別表岐阜地方法務局の部同地方法務局の款の改正規定 平成十七年二月七日
- 三 第一条中別表大津地方法務局の部彦根支局の款の改正規定 平成十七年二月十一日
- 四 第一条中別表岐阜地方法務局の部中津川支局の款及び山口地方法務局の部下関支局の款の改正
規定 平成十七年二月十三日

- 五 第一条中別表札幌法務局の部、横浜地方法務局の部、長野地方法務局の部、富山地方法務局の
部、大津地方法務局の部長浜支局の款、奈良地方法務局の部及び高松法務局の部、第二条中登記
事務委任規則第十八条及び第四十二条の二の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一浦
河人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月十四日
- 六 第一条中別表山口地方法務局の部岩国支局の款の改正規定 平成十七年二月二十一日
- 七 第一条中別表福島地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部、和歌山地方法務局の部及び岡山地
方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十六条の改正規定並びに第四条中別表第
一田辺人権擁護委員協議会の項及び新宮人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月二
十八日

附 則（平成一七年二月一日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年二月四日法務省令第二号）

この省令は、平成十七年二月五日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正
規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定は、同月七日から施行する。

附 則（平成一七年二月一四日法務省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の法務局及び地方法務局の支局
及び出張所設置規則（以下「改正後の設置規則」という。）の規定、第三条の規定による改正後
の登記事務委任規則（以下「改正後の委任規則」という。）の規定及び第五条の規定による改正
後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は平
成十七年二月十一日から、第二条の規定による改正後の設置規則の規定及び第四条の規定による
改正後の委任規則の規定は同月十三日から適用する。

附 則（平成一七年二月二八日法務省令第三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第四条の規定 公布の日
- 二 第二条中別表福島地方法務局の部、岡山地方法務局の部笠岡支局の款、徳島地方法務局の部、
佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部及び大分地方法務局の部中津支局の款の改正規定、第
五条中登記事務委任規則第三十条及び第三十一条の改正規定 第六条中別表徳島の項の改正規定
並びに第七条中別表第一脇町人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月一日
- 三 第二条中別表山口地方法務局の部萩支局の款の改正規定 平成十七年三月六日
- 四 第二条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月七日
- 五 第二条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月十九日
- 六 第二条中別表広島法務局の部及び福岡法務局の部吉井支局の款の改正規定並びに第七条中別表
第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十日
- 七 第二条中別表札幌法務局の部、秋田地方法務局の部、水戸地方法務局の部竜ヶ崎支局の款、京
都地方法務局の部、神戸地方法務局の部豊岡支局の款、松江地方法務局の部、山口地方法務局の
部同地方法務局の款及び宇部支局の款、大分地方法務局の部日田支局の款並びに鹿児島地方法務
局の部の改正規定、第三条中別表山口地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第
十二条、第三十八条及び第四十条の改正規定、第七条中別表第一本荘人権擁護委員協議会の項の
改正規定並びに第八条の規定 平成十七年三月二十二日
- 八 第二条中別表水戸地方法務局の部麻生支局の款、宇都宮地方法務局の部、前橋地方法務局の
部、千葉地方法務局の部、岐阜地方法務局の部、神戸地方法務局の部社支局の款及び福岡法務局
の部同法務局の款の改正規定、第三条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務
委任規則第五条の改正規定、第六条中別表水戸の項の改正規定並びに第七条中別表第一麻生人権
擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十八日
- 九 第二条中別表青森地方法務局の部、岡山地方法務局の部新見支局の款及び大分地方法務局の部
宇佐支局の款の改正規定 平成十七年三月三十一日

附 則（平成一七年三月一日法務省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三日法務省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日法務省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二二日法務省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。

附 則 (平成一七年三月二二日法務省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日法務省令第四三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日法務省令第四五号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法務省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十七年四月十日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二日法務省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二八日法務省令第六六号)

この省令は、平成十七年五月一日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部所沢支局の款の改正規定は、同月二日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法務省令第六八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五月一日から適用する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部掛川支局の款同支局の項の改正規定及び第二条中第七条第二項の改正規定は、同月五日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法務省令第七一号)

この省令は、平成十七年五月三十日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部の改正規定は、同月二十三日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日法務省令第七三号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部、長野地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定
平成十七年六月十三日

二 略

三 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定
平成十七年六月二十七日

附 則 (平成一七年六月二七日法務省令第七六号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表千葉地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定
平成十七年七月一日

三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定
平成十七年七月七日

附 則 (平成一七年七月一日法務省令第七七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二七日法務省令第八〇号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表水戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定
平成十七年八月一日

二 第一条中別表奈良地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定
平成十七年八月八日

三 第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定
平成十七年八月十五日

四 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定
平成十七年八月二十二日

五 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定
平成十七年八月二十九日

附 則 (平成一七年八月二二日法務省令第八三号)

この省令は、平成十七年八月二十九日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は、同年九月一日から施行する。

附 則 (平成一七年八月二六日法務省令第八六号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定
公布の日

二 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び新潟地方法務局の部の改正規定
平成十七年九月一日

三 略

四 第一条中別表秋田地方法務局の部及び静岡地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定
平成十七年九月二十日

五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定
平成十七年九月二十五日

六 第一条中別表千葉地方法務局の部及び静岡地方法務局の部浜松支局の款の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第七条、第十二条及び第二十三条の改正規定
平成十七年九月二十六日

附 則 (平成一七年九月二日法務省令第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第八九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二六日法務省令第九四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表高松法務局の部の改正規定
公布の日

二 第一条中別表札幌法務局の部、函館地方法務局の部、釧路地方法務局の部、盛岡地方法務局の部、秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、福島地方法務局の部、水戸地方法務局の部土浦支局の款、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地方法務局の部、松本支局の款、名古屋法務局の部、金沢地方法務局の部小松支局の款、福井地方法務局の部、大津地方法務局の部、神戸地方法務局の部龍野支局の款、松江地方法務局の部、佐賀地方法務局の部及び長崎地方法務局の部平戸支局の款の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二十七条及び第四十一条の改正規定並びに第四条中島山人権擁護委員協議会の項、龍野人権擁護委員協議会の項及び武生人権擁護委員協議会の項の改正規定
平成十七年十月一日

三 第一条中別表長野地方法務局の部佐久支局の款の改正規定
平成十七年十月三日

四 第一条中別表仙台法務局の部、水戸地方法務局の部同地方法務局の部、徳島地方法務局の部、長崎地方法務局の部、金沢地方法務局の部同地方法務局の部、徳島地方法務局の部、長崎地方法務局

の部五島支局の款並びに鹿児島地方方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第七条第二十一条、第三十条及び第三十四条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一太田人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十月十一日

五 第一条中別表神戸地方方法務局の部明石支局の款の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定 平成十七年十月二十四日

附 則 (平成一七年九月三〇日法務省令第九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律(次条第四項において「改正法」という。)の施行の日(平成十七年十月三日)から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月三日法務省令第一〇一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法務省令第一〇二号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則別表新潟地方方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第十条第七項の規定は、平成十七年十月十日から適用する。

附 則 (平成一七年一〇月二七日法務省令第一〇三号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表盛岡地方方法務局の部、福島地方方法務局の部、甲府地方方法務局の部同地方方法務局の部、長野地方方法務局の部及び富山地方方法務局の部の改正規定並びに第四条中別表第一木曾人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月一日

二 第一条中別表広島地方方法務局の部の改正規定 平成十七年十一月三日

三 第一条中別表甲府地方方法務局の部都留支局の部、福井地方方法務局の部、和歌山地方方法務局の部、鹿児島地方方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条及び第三十三条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中別表第一都留人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月七日

四 第一条中別表静岡地方方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定 平成十七年十一月十四日

五 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十七年十一月二十一日

六 第一条中別表水戸地方方法務局の部及び岐阜地方方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十七年十一月二十八日

附 則 (平成一七年一二月七日法務省令第一〇四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二二日法務省令第一〇七号)

この省令は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第一条中別表仙台北法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、同月二十六日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二八日法務省令第一〇九号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方方法務局の部、盛岡地方方法務局の部花巻支局の部及び二戸支局の部、福島地方方法務局の部同地方方法務局の部、宇都宮地方方法務局の部同地方方法務局の部、前橋地方方法務局の部、岐阜地方方法務局の部同地方方法務局の部、津地方方法務局の部、大津地方方法務局の部、京都地方方法務局の部、奈良地方方法務局の部、高松法務局の部、高知地方方法務局の部、佐賀地方方法務局の部、長崎地方方法務局の部、宮崎地方方法務局の部並びに那覇地方方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定並びに第四条中別表第一園部人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月一日

二 第一条中別表福島地方方法務局の部若松支局の部の改正規定 平成十八年一月四日

三 第一条中別表盛岡地方方法務局の部同地方方法務局の部、宇都宮地方方法務局の部栃木支局の部及び福井地方方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条及び第二十条の改正規定 平成十八年一月十日

四 第一条中別表千葉地方方法務局の部及び岐阜地方方法務局の部多治見支局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中八日市場人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月二十三日

五 第一条中別表甲府地方方法務局の部及び神戸地方方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定 平成十八年一月三十日

附 則 (平成一八年一月四日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年一月一日から適用する。

附 則 (平成一八年一月一〇日法務省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二三日法務省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月三一日法務省令第八号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表函館地方方法務局の部、さいたま地方方法務局の部及び福井地方方法務局の部の改正規定 平成十八年二月一日

二 第一条中別表東京法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十八年二月六日

三 第一条中別表神戸地方方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定 平成十八年二月十一日

四 第一条中別表鹿児島地方方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十八年二月十三日

五 第一条中別表盛岡地方方法務局の部水沢支局の部、水戸地方方法務局の部土浦支局の部及び宮崎地方方法務局の部延岡支局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定並びに第三条の改正規定 平成十八年二月二十日

六 第一条中別表宮崎地方方法務局の部日向支局の部の改正規定 平成十八年二月二十五日

七 第一条中別表盛岡地方方法務局の部同地方方法務局の部、水戸地方方法務局の部同地方方法務局の部及び鹿嶋支局の部及び熊本地方方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十八年二月二十七日

附 則 (平成一八年二月六日法務省令第二号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条及び第三十条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年二月二十日

附 則 (平成一八年二月一〇日法務省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二七日法務省令第一七号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方方法務局の部、広島法務局の部、徳島地方方法務局の部、高知地方方法務局の部及び佐賀地方方法務局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年三月一日

二 第一条中別表福井地方方法務局の部の改正規定 平成十八年三月三日

三 第一条中別表釧路地方方法務局の部の改正規定 平成十八年三月五日

四 第一条中別表盛岡地方方法務局の部、東京法務局の部及び横浜地方方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条の改正規定 平成十八年三月六日

五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条の改正規定 平成十八年三月十三日

六 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十五日

七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十九日

附 則 (平成十八年三月七日法務省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表甲府地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月一日から適用する。

附 則 (平成十八年三月二五日法務省令第二二二号)

この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十八日

二 第一条中別表高松法務局の部の改正規定 平成十八年三月二十一日

附 則 (平成十八年三月二〇日法務省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二二日法務省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表岡山地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月二十一日から適用する。

附 則 (平成十八年三月二三日法務省令第二六号)

この省令は、平成十八年三月二七日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二七日法務省令第二七号)

この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条の改正規定、第三条の改正規定及び第四条中別表第一佐原人權擁護委員協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年三月三〇日法務省令第三〇号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月三一日法務省令第三四号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年四月一〇日法務省令第四六号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一

略

二 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十八年四月十七日

三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十八年四月二十四日

四 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十八年五月十五日

附 則 (平成十八年五月二六日法務省令第六〇号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで

略

四 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十八年六月十二日

五 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定 平成十八年六月十九日

六 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十八年六月二十六日

附 則 (平成十八年七月三日法務省令第六四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表千葉地方法務局の部、横浜地方法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条、第十条、第三十条及び第三十三条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年七月十八日

附 則 (平成十八年七月一八日法務省令第六六号)

この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

附 則 (平成十八年八月一日法務省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年八月二二日法務省令第六八号)

この省令は、平成十八年八月二十八日から施行する。

附 則 (平成十八年九月二日法務省令第七〇号)

この省令は、平成十八年九月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表津地方法務局の部の改正規定は、同月十一日から施行する。

附 則 (平成十八年九月二五日法務省令第七四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年十月一日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定 平成十八年十月十六日

三 第一条中別表新潟地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 平成十八年十月二十三日

附 則 (平成十八年一〇月二三日法務省令第七八号)

この省令は、平成十八年十月三十日から施行する。

附 則 (平成十八年一一月二三日法務省令第八二号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表旭川地方法務局の部の改正規定 公布の日

二

略

三 第一条中別表和歌山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二条の改正規定 平成十八年十一月二十七日

四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十八年十二月十一日

附 則 (平成十八年一二月一八日法務省令第八五号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成十九年一月一日

三 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款鶴崎出張所の項の改正規定 平成十九年一月六日

四 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項及び別府出張所の項の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年一月九日

五 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十九年一月十五日

附 則 (平成一九年一月二二日法務省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二九日法務省令第四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表長野地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第九条、第二十五条、第三十一条及び第三十三条の改正規定 平成十九年二月十三日

三 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十九年二月十九日

附 則（平成一九年二月二三日法務省令第六号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定、第三条及び第四条の規定 平成十九年三月五日
- 二 第一条中別表横浜地方法務局の部の改正規定 平成十九年三月十一日
- 三 第一条中別表金沢地方法務局の部、京都地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十一条及び第三十三条の改正規定 平成十九年三月十二日
- 四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十九年三月十九日
- 五 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 平成十九年三月二十六日

附 則（平成一九年三月二二日法務省令第八号） 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中別表宮崎地方法務局の部の改正規定 平成十九年三月三十一日
- 三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十九年四月一日

附 則（平成一九年三月二六日法務省令第一一号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定は、同年九月日から施行する。

附 則（平成一九年四月二三日法務省令第二九号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表金沢地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表旭川地方法務局同地方法務局の款及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十五条の改正規定 平成十九年五月一日
- 三 第一条中別表水戸地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四十二条の改正規定 平成十九年五月七日
- 四 第一条中別表旭川地方法務局稚内支局の款の改正規定 平成十九年五月二十一日

附 則（平成一九年五月一八日法務省令第三三三号）

この省令は、平成十九年五月二十八日から施行する。

附 則（平成一九年六月一日法務省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年六月十一日
- 二 第一条中別表岐阜地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十九年六月二十五日

附 則（平成一九年七月九日法務省令第四三三号）

この省令は、平成十九年七月十七日から施行する。

附 則（平成一九年七月二三日法務省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年七月三十日
 - 二 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十九年八月二十日
- 附 則（平成一九年九月四日法務省令第五二二号）**

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第三十九条の規定は、平成十九年九月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十九年九月十日
- 二 第一条中別表岡山地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成十九年九月十八日

附 則（平成一九年九月一九日法務省令第五四号） 抄

この省令は、平成十九年九月二十五日から施行する。

附 則（平成一九年九月二七日法務省令第五五号）

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年十月九日
- 二 第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定 平成十九年十月十五日
- 三 第一条中別表松江地方法務局の部の改正規定 平成十九年十月二十九日

附 則（平成一九年一〇月二三日法務省令第六〇号）

この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 則（平成一九年一〇月一九日法務省令第六四号）

この省令は、平成二十年一月二十一日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二〇日法務省令第六五号）

この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則（平成一九年十二月七日法務省令第六六号）

この省令は、平成十九年十二月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表高知地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月一日
- 二 別表函館地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月十五日

附 則（平成二〇年二月四日法務省令第四四号）

この省令は、平成二十年二月十二日から施行する。ただし、第一条中別表山形地方法務局の部及び甲府地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定、第三条中別表山形の項の改正規定並びに第四条中別表第一長井人権擁護委員協議会の項の改正規定は、同年二十五日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二六日法務省令第七号）

この省令は、平成二十年三月三日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二六日法務省令第八号）

この省令は、平成二十年三月十七日から施行する。ただし、第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十四条の改正規定は、同年二十一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二六日法務省令第九号）

この省令は、平成二十年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、同年三十一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月七日法務省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条の規定は平成二十年三月十日から、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定は同年四月二十八日から施行する。

附 則（平成二〇年四月三〇日法務省令第三二二号）

この省令は、平成二十年五月七日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二九日法務省令第三九号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十年六月九日
- 二 略
- 三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条から第十六条までの改正規定 平成二十年七月一日
- 四 第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年七月十四日

附 則（平成二〇年九月九日法務省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十一条第三項、第十二条第二項及び第十七条の改正規定並びに同規則第三十五条を削り、同規則第三十四条を同規則第三十五条とし、同規則第三十三条を同規則第三十四条とし、同規則第三十二条の次に一条を加える改正規定 平成二十年九月十六日
- 二 第一条中別表旭川地方法務局の部、富山地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条、第二十二條第二項及び第四十二條の改正規定 平成二十年十月十四日
- 三 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十六条、第三十七條及び第四十五條第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月二十七日

附 則（平成二〇年九月三〇日法務省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は平成二十年十月六日から、同表大阪法務局の部の改正規定は同月十四日から、第二条の規定は同月二十五日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月二八日法務省令第五八号）

抄

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二五日法務省令第七四号）

抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第四十二条の二の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成二十一年一月一日
- 二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定（「青葉区」を「宮城野区」に改める部分に限る。） 平成二十一年一月五日
- 三 第一条中別表岡山地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第六条、第二十九條及び第三十三條の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年一月十三日
- 四 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定（第二号に規定する改正規定を除く。）及び別表名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十七条の改正規定 平成二十一年一月十九日

附 則（平成二二年二月五日法務省令第二号）

抄

この省令は、平成二十一年二月九日から施行する。

附 則（平成二二年三月一三日法務省令第四号）

この省令は、平成二十一年三月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表宮崎地方法務局の部日南支局の款同支局の項の改正規定は、同月三十日から施行する。

附 則（平成二二年三月二七日法務省令第八号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

附 則（平成二二年四月二七日法務省令第二一号）

抄

この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条第二項、第七條第四項及び第五項、第三十三條第一項並びに第四十二條の二の改正規定 平成二十一年五月七日

附 則（平成二二年六月二二日法務省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定は平成二十一年七月六日から、第一条中別表横浜地方法務局の部及び京都地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十二條第二項、第二十一條及び第三十三條第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。

附 則（平成二二年七月二二日法務省令第三五号）

抄

この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。

附 則（平成二二年八月二四日法務省令第三七号）

この省令は、平成二十一年九月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条の二及び第十二條第二項の改正規定 平成二十一年九月十四日
- 二 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一条第二項の改正規定 平成二十一年九月二十四日

附 則（平成二二年九月一六日法務省令第四一号）

抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第七条第二項の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表釧路地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年十月五日
- 二 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第三十三條第一項及び第四十五條第一項の改正規定 平成二十一年十月十三日

附 則（平成二二年一〇月三〇日法務省令第四二号）

抄

この省令は、平成二十一年十一月九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第二条、第六条、第十七條及び第四十五條第二項の改正規定並びに第三条の規定 平成二十一年十一月二十四日

附 則（平成二二年一二月二五日法務省令第四七号）

抄

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部豊田支局の款同支局の項の改正規定 平成二十二年一月四日
- 二 略
- 三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定（第一号に規定する改正規定を除く。）及び第二条中登記事務委任規則第二條第二項の改正規定 平成二十二年一月十八日

附 則（平成二二年一月二七日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十六條の改正規定 平成二十二年二月一日

二 第一条中別表仙台台法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四十条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年二月十五日

三 第一条中津地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十八条第一項及び第四項の改正規定 平成二十二年二月二十二日

附 則 (平成二十二年二月二十六日法務省令第四号)

この省令は、平成二十二年三月八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表東京法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条、第六条の二及び第二十二條の改正規定 平成二十二年三月十五日

二 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十二年三月二十二日

三 第一条中別表秋田地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、静岡地方法務局の部、福井地方法務局の部、松江地方法務局の部、松山地方法務局の部、熊本地方法務局の部、宮崎地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条第五項、第八条、第十七条第二項及び第三項、第二十六條、第二十八条第四項、第三十二條、第三十八條並びに第四十五條の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一大野人権擁護委員協議会の項、川本人権擁護委員協議会の項及び八幡浜人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十二年三月二十三日

四 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定 平成二十二年三月二十九日

五 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成二十二年三月三十一日

附 則 (平成二十二年三月二十九日法務省令第八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 平成二十二年四月一日

附 則 (平成二十二年五月三十一日法務省令第二十三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十二年七月二日法務省令第二十六号) 抄

この省令は、平成二十二年七月十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第十一条第一項、第十五條、第二十三條及び第三十二條の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年七月二十日

附 則 (平成二十二年九月二日法務省令第三十一号) 抄

この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。

附 則 (平成二十二年一〇月二二日法務省令第三十五号) 抄

この省令は、平成二十二年十一月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第六条の改正規定 平成二十二年十一月一日

二 略

三 第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定 平成二十二年十一月二十二日

附 則 (平成二十二年一二月二四日法務省令第四十三号) 抄

この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八條第一項の改正規定、第二十八條の改正規定（同条第四項を削る部分に限る。）並びに第三十六條の次に一条を加える改正規定、第三条中別表福岡の項の改正規定並びに第四条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年一月三十一日

附 則 (平成二十二年一二月二四日法務省令第四十四号)

この省令は、平成二十三年一月三十一日から施行する。

附 則 (平成二十三年一二月二日法務省令第二号) 抄

この省令は、平成二十三年二月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 平成二十三年二月十四日

附 則 (平成二十三年二月二十五日法務省令第三号) 抄

この省令は、平成二十三年三月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八條の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一横山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月十四日

二 略

三 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七條の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一関人権擁護委員協議会の項の改正規定 別に法務省令で定める日

四 第一条中別表仙台台法務局の部の改正規定 別に法務省令で定める日

附 則 (平成二十三年三月一八日法務省令第四号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表秋田地方法務局の部の規定並びに改正後の登記事務委任規則、公証人定員規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成二十三年三月十四日から適用する。

附 則 (平成二十三年四月一日法務省令第一三三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成二十三年五月二日

附 則 (平成二十三年五月二七日法務省令第一九号) 抄

この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。

附 則 (平成二十三年七月二二日法務省令第二十四号) 抄

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年八月二六日法務省令第二十六号) 抄

この省令は、平成二十三年九月二六日から施行する。

附 則 (平成二十三年九月三〇日法務省令第二十八号) 抄

この省令は、平成二十三年十月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び別表松江地方法務局の部の改正規定（「簗川郡」を削る部分に限る。） 平成二十三年十月一日

附 則 (平成二十三年一〇月三一日法務省令第三〇号) 抄

この省令は、平成二十三年十一月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成二十三年十一月十一日

附 則 (平成二十三年一二月一六日法務省令第三十八号)

この省令は、平成二十三年十二月十九日から施行する。

附 則 (平成二十三年一二月二二日法務省令第四〇号) 抄

この省令は、平成二十四年一月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中古屋法務局の部の改正規定 平成二十四年一月四日

附 則 (平成二十四年二月二七日法務省令第三号)

この省令は、平成二十四年二月二十七日から施行する。ただし、第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の次に一条を加える改正規定は、平成二十四年二月十三日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月二四日法務省令第五号)

この省令は、平成二十四年三月十九日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二三日法務省令第八号)

この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年四月二三日法務省令第二二号)

この省令は、平成二十四年五月七日から施行する。ただし、第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定は、同月十四日から施行する。

附 則 (平成二十四年五月二五日法務省令第二三号)

この省令は、平成二十四年六月十一日から施行する。

附 則 (平成二十四年八月二二日法務省令第三三号) 抄

この省令は、平成二十四年九月十八日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月二二日法務省令第三四号)

この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年十一月三〇日法務省令第四三号)

この省令は、平成二十四年十二月二十五日から施行する。

附 則 (平成二十四年十二月二二日法務省令第四五号)

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年二月二七日法務省令第二八号)

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十六年一月二十日から施行する。

附 則 (平成二十六年二月二二日法務省令第一号)

この省令は、平成二十六年三月十日から施行する。ただし、第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定は、平成二十六年四月五日から施行する。

附 則 (平成二十六年四月二五日法務省令第一八号)

この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。

附 則 (平成二十六年五月二三日法務省令第二二号)

この省令は、平成二十六年六月十六日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月二七日法務省令第二四号)

この省令は、平成二十六年七月二十一日から施行する。

附 則 (平成二十六年一〇月二四日法務省令第二九号)

この省令は、平成二十六年十一月四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則 (平成二十六年十二月二六日法務省令第三九号) 抄

この省令は、平成二十七年一月十三日から施行する。

附 則 (平成二十七年四月二四日法務省令第二七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年一月一四日法務省令第二号)

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年四月七七日法務省令第三一号)

この省令は、平成二十八年五月十六日から施行する。

附 則 (平成二十八年九月二六日法務省令第四三号)

この省令は、平成二十八年十月十日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月三〇日法務省令第一号)

この省令は、平成三十年二月十三日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二五日法務省令第二三号)

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一六日法務省令第二六号)

この省令は、令和元年十月十五日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法務省令第二四号)

この省令は、令和二年七月十日から施行する。

附 則 (令和二年十二月一六日法務省令第五五号)

この省令は、令和三年一月十二日から施行する。

附 則 (令和五年五月一二日法務省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月二十九日から施行する。

附 則 (令和六年一月二六日法務省令第三号) 抄

この省令は、令和六年二月二十六日から施行する。

別表第一

札幌法務局

支局 (札幌)

出張所 (札幌)

位置

管轄区域

北

白石

南

西

江別

恵庭

北海道

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

札幌市

北海道の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

北海道の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

北海道の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

北海道の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

北海道の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

北海道の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

北海道の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

札幌市の内

日高	倶知安	滝川	苫小牧	岩見沢	室蘭	小樽
(日高)	(倶知安)	(滝川)	(苫小牧)	(岩見沢)	(室蘭)	(小樽)
北海道 日高郡	北海道 倶知安町 虻田郡	北海道 滝川市	北海道 苫小牧市	北海道 岩見沢市	北海道 室蘭市	北海道 小樽市
北海道の内 古宇郡 岩内郡 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町	北海道の内 磯谷郡 虻田郡の内 浦臼町 新十津川町 樺戸郡の内 奈井江町 上砂川町 空知郡の内 歌志内市 砂川市 滝川市 赤平市 芦別市 北海道の内	北海道の内 厚真町 安平町 むかわ町 北海道の内	北海道の内 月形町 樺戸郡の内 夕張郡 南幌町 空知郡の内 三笠市 美瑛市 岩見沢市 夕張市 北海道の内	北海道の内 有珠郡 豊浦町 洞爺湖町 伊達市 虻田郡の内 登別市 室蘭市 北海道の内	北海道の内 余市郡 古平郡 積丹郡 小樽市 北海道の内	恵庭市

留萌	(旭川)	旭川 旭川地方 支局 旭川地方 支局	八雲	江差	(函館)	函館 函館地方 支局 函館地方 支局	新ひだか町
(留萌)	(旭川)	出張所	(八雲)	(江差)	(函館)	出張所	
北海道 留萌市	北海道 旭川市	位置	北海道 八雲町	北海道 檜山郡 江差町	北海道 函館市	位置	
留萌市 留萌郡 増毛郡	北海道の内 占冠村 勇払郡の内 上富良野町 空知郡の内 上川郡 (石狩国) 雨竜郡 富良野市 深川市 旭川市 北海道の内	管轄区域	北海道の内 茅部郡の内 森町 二世郡 山越郡 瀬棚郡 久遠郡 島牧郡 寿都郡	北海道の内 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 北海道の内 茅部郡の内 森町 二世郡 山越郡 瀬棚郡 久遠郡 島牧郡 寿都郡	北海道の内 函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡の内 鹿部町 北海道の内	管轄区域	日高郡 幌泉郡 様似郡 浦河郡 新冠郡 新流郡 沙流郡

根室	北見	帯広	(釧路)	釧路地方 支局 出張所	釧路地方 支局 出張所	名寄	紋別	稚内
(根室)	(北見)	(帯広)	(釧路)			(名寄)	(紋別)	(稚内)
北海道 根室市	北海道 北見市	北海道 帯広市	北海道 釧路市	北海道 釧路市	北海道 釧路市	北海道 名寄市	北海道 紋別市	北海道 稚内市
北海道の内 根室市	北海道の内 北見市	北海道の内 帯広市	北海道の内 釧路市	北海道の内 釧路市	北海道の内 釧路市	北海道の内 名寄市	北海道の内 紋別市	北海道の内 稚内市
遠軽町 紋別郡 常呂郡 斜里郡 網走市 網走市 北見市	十勝郡 足寄郡 中川郡 河西郡 上川郡 河東郡 帯広市	白糠郡 阿寒郡 川上郡 厚岸郡 釧路郡 釧路市	枝幸郡 中川郡 上川郡 名寄市 士別市 北海道の内	滝上町 興部町 西興部村 雄武町	利尻郡 礼文郡 天塩郡 宗谷郡 稚内市	北海道の内 紋別市	北海道の内 紋別市	北海道の内 稚内市

弘前	(青森)	支局 青森地方 支局 出張所	登米	大河原	気仙沼	古川	塩竈	石巻	(仙台)	支局 仙台法務局 支局 出張所	中標津
(弘前)	(青森)		(登米)	(大河原)	(気仙沼)	(古川)	(塩竈)	(石巻)	(仙台)		
青森県 弘前市	青森県 青森市	位置 青森県	宮城県 登米市	宮城県 柴田郡 大河原町	宮城県 気仙沼市	宮城県 大崎市	宮城県 塩竈市	宮城県 石巻市	宮城県 青葉区	宮城県 仙台市	北海道 標津郡 中標津町
青森県の内 弘前市	青森県の内 青森市	管轄区域 青森県	宮城県の内 登米市	宮城県の内 柴田郡	宮城県の内 気仙沼市	宮城県の内 大崎市	宮城県の内 塩竈市	宮城県の内 石巻市	宮城県の内 黒川郡	宮城県の内 仙台市	北海道の内 野付郡 標津郡 目梨郡

花巻	水沢		宮古	(盛岡)	盛岡地方 支局 盛岡地方 支局	むつ	十和田	五所川原	八戸	
(花巻)	大船渡	(水沢)	(宮古)	(盛岡)	出張所	(むつ)	(十和田)	(五所川原)	(八戸)	
岩手県	岩手県 大船渡市	岩手県 奥州市	岩手県 宮古市	岩手県 盛岡市	位置	青森県 むつ市	青森県 十和田市	青森県 五所川原市	青森県 八戸市	青森県 八戸市
岩手県の内	気仙郡 陸前高田市	岩手県の内 胆沢郡 西磐井郡	岩手県の内 一関市	岩手県の内 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡	管轄区域	青森県の内 むつ市 上北郡の内 横浜町 下北郡	青森県の内 十和田市 三沢市 上北郡の内 野辺地町 七戸町 六戸町 東北町 六ヶ所村 おいらせ町	青森県の内 五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡	青森県の内 三戸郡	黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡

	(山形)	山形地方 支局 山形地方 支局	大曲	本荘	大館	能代	(秋田)	秋田地方 支局 秋田地方 支局	二戸	
村山	(山形)	出張所	(大曲)	(本荘)	(大館)	(能代)	(秋田)	出張所	(二戸)	
山形県 村山市	山形県 山形市	位置	秋田県 大仙市	秋田県 由利本荘市	秋田県 大館市	秋田県 能代市	秋田県 秋田市	位置	岩手県 二戸市	花巻市
山形県の内 村山市 東根市	山形県の内 上山市 天童市 東村山郡	管轄区域	秋田県の内 横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 仙北郡 雄勝郡	秋田県の内 にかほ市 由利本荘市	秋田県の内 大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡	秋田県の内 能代市 山本郡	秋田県の内 男鹿市 湯上市 南秋田郡	管轄区域	岩手県の内 二戸市 久慈市 二戸郡	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡

郡山			若松			(福島)	支局	福島地方事務局	寒河江	新庄	酒田	鶴岡	米沢	
(郡山)	田島		(若松)	二本松		(福島)	出張所		(寒河江)	(新庄)	(酒田)	(鶴岡)	(米沢)	
福島県 郡山市	福島県 南会津郡 南会津町	福島県 南会津郡	福島県 会津若松市	福島県 二本松市	福島県 二本松市	福島県 福島市	位置		山形県 寒河江市	山形県 新庄市	山形県 酒田市	山形県 鶴岡市	山形県 米沢市	山形県 北村山郡
福島県の内 須賀川市 田村市	福島県の内 南会津郡	福島県の内 大沼郡 河沼郡 耶麻郡	福島県の内 会津若松市 喜多方市	福島県の内 二本松市 本宮市 安達郡	福島県の内 伊達郡	福島県の内 福島市 伊達市 伊達郡	管轄区域		山形県の内 寒河江市 西村山郡	山形県の内 新庄市 最上郡	山形県の内 酒田市 東田川郡の内 庄内町 飽海郡	山形県の内 鶴岡市 東田川郡の内 三川町	山形県の内 米沢市 長井市 南陽市 東置賜郡 西置賜郡	山形県の内 尾花沢市 北村山郡

					(東京)	支局	東京法務局	相馬	白河	いわき			
					(東京)	出張所		(相馬)	(白河)	富岡	(いわき)		
墨田	台東	新宿	港			位置		福島県 相馬市	福島県 白河市	福島県 富岡町	福島県 いわき市	福島県 田村郡	岩瀬郡 石川郡の内 玉川村 平田村
東京都 墨田区	東京都 台東区	東京都 新宿区	東京都 港区	八丈支庁の所管区域		東京都 千代田区		福島県 相馬市	福島県 白河市	福島県 富岡町	福島県 いわき市	福島県 田村郡	岩瀬郡 石川郡の内 玉川村 平田村
東京都の内 墨田区	東京都の内 台東区	東京都の内 新宿区	東京都の内 港区			東京都の内 千代田区	管轄区域	福島県の内 相馬市	福島県の内 白河市	福島県の内 富岡町	福島県の内 いわき市	福島県の内 田村郡	岩瀬郡 石川郡の内 玉川村 平田村

府中		八王子																																			
(府中)		町田	立川	(八王子)	江戸川	城北	練馬	板橋	北	豊島	杉並	中野	渋谷	世田谷	城南	品川																					
府中市	東京都	町田市	東京都	立川市	東京都	葛飾区	練馬区	東京都	板橋区	東京都	豊島区	東京都	杉並区	東京都	中野区	渋谷区	東京都	世田谷区	東京都	大田区	東京都	品川区	東京都														
国分寺市	東京都の内	町田市	東京都の内	武蔵村山市	東大和市	昭島市	立川市	東京都の内	稲城市	多摩市	八王子市	東京都の内	江戸川区	東京都の内	葛飾区	足立区	東京都の内	練馬区	東京都の内	板橋区	東京都の内	荒川区	東京都の内	豊島区	東京都の内	杉並区	東京都の内	中野区	東京都の内	渋谷区	東京都の内	世田谷区	東京都の内	大田区	東京都の内	品川区	東京都の内

龍ヶ崎		土浦		日立		(水戸)		支局	水戸地方 方法務局	西多摩			
(龍ヶ崎)		(土浦)		(日立)		(水戸)		出張所		(西多摩)		田無	
茨城県 取手市	龍ヶ崎市	茨城県 つくば市	茨城県 土浦市	茨城県 日立市		茨城県 水戸市		位置		東京都 福生市		東京都 西東京市	
茨城県の内 取手市 牛久市	龍ヶ崎市 稲敷郡の内 河内町 北相馬郡	茨城県の内 つくば市 美浦村 阿見町	茨城県の内 土浦市 石岡市 かすみがうら市 小美玉市 稲敷郡の内	茨城県の内 日立市 高萩市 北茨城市	茨城県の内 那珂郡 東茨城郡 那珂市	茨城県の内 水戸市 笠間市 ひたちなか市	茨城県の内 水戸市	管轄区域		東京都の内 青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 西多摩郡		東京都の内 小平市 東村山市 西東京市 清瀬市 東久留米市	国立市 狛江市 東京都の内

	栃木	足利		(宇都宮)	支局	宇都宮地方事務局	鹿嶋	常陸太田	下妻	
	(栃木)	(足利)		(宇都宮)	出張所		(鹿嶋)	(常陸太田)	(下妻)	
小山	栃木県 栃木市	栃木県 栃木市	栃木県 足利市	栃木県 宇都宮市	位置		茨城県 鹿嶋市	茨城県 常陸太田市	茨城県 筑西市	茨城県 下妻市
野木町 下都賀郡の内 下野市 小山市 栃木県の内	壬生町 下都賀郡の内 栃木市 栃木県の内	佐野市 栃木県の内	高根沢町 塩谷郡の内 河内郡 那須烏山市 さくら市 鹿沼市 宇都宮市	栃木県の内 宇都宮市	管轄区域		茨城県の内 久慈郡 茨城県の内 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市	茨城県の内 常陸太田市 常陸大宮市	茨城県の内 茨城県の内 結城市 筑西市 桜川市	茨城県の内 茨城県の内 古河市 下妻市 常総市 坂東市 結城郡 猿島郡
										守谷市 つくばみらい市

中之条	富岡	沼田	太田	伊勢崎	桐生	高崎	(前橋)	支局	前橋地方事務局	大田原	真岡	日光
(中之条)	(富岡)	(沼田)	(太田)	(伊勢崎)	(桐生)	(高崎)	渋川	(前橋)	出張所	(大田原)	(真岡)	(日光)
群馬県 吾妻郡	群馬県 富岡市	群馬県 沼田市	群馬県 太田市	群馬県 伊勢崎市	群馬県 桐生市	群馬県 高崎市	群馬県 渋川市	群馬県 前橋市	位置	栃木県 大田原市	栃木県 真岡市	栃木県 日光市
群馬県の内 吾妻郡	群馬県の内 富岡市 多野郡の内 上野村 甘楽郡	群馬県の内 沼田市 利根郡	群馬県の内 太田市 館林市 邑楽郡	群馬県の内 伊勢崎市 佐波郡	群馬県の内 桐生市 みどり市	群馬県の内 高崎市 藤岡市 安中市 多野郡の内 神流町	群馬県の内 北群馬郡 渋川市	群馬県の内 前橋市	管轄区域	栃木県の内 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須郡	栃木県の内 真岡市 芳賀郡	栃木県の内 日光市 塩谷郡の内 塩谷町

柏		佐倉	香取	松戸	木更津	館山	船橋	市川	
(柏)	成田	(佐倉)	(香取)	(松戸)	(木更津)	(館山)	(船橋)	(市川)	市原
千葉県 柏市	千葉県 成田市	千葉県 佐倉市	千葉県 香取市	千葉県 松戸市	千葉県 木更津市	千葉県 館山市	千葉県 船橋市	千葉県 市川市	千葉県 市原市
千葉県の内 野田市 柏市	千葉県の内 栄町 印旛郡の内 富里市 白井市 印西市 成田市	千葉県の内 酒々井町 印旛郡の内 八街道市 佐倉市	千葉県の内 香取市 香取郡の内 神崎町 東庄町	千葉県の内 松戸市 流山市	千葉県の内 木更津市 君津市 富津市 袖ヶ浦市	千葉県の内 館山市 鴨川市 南房総市 安房郡	千葉県の内 船橋市 八千代市 浦安市 鎌ヶ谷市 市川市	千葉県の内 市川市 千葉市の内 市原市	千葉県の内 市原市 山武郡の内 九十九里町

川崎								茂原	匝瑳
(川崎)	青葉	栄	旭	戸塚	港北	金沢	神奈川	(横浜)	(匝瑳)
神奈川県 川崎市	神奈川県 横浜市の内 青葉区	神奈川県 横浜市の内 栄区	神奈川県 横浜市の内 旭区	神奈川県 横浜市の内 戸塚区	神奈川県 横浜市の内 港北区	神奈川県 横浜市の内 金沢区	神奈川県 横浜市の内 神奈川区	神奈川県 横浜市の内 中区	神奈川県 匝瑳市の内 匝瑳区
神奈川県の内 川崎市の内 川崎区 幸区 中原区	神奈川県の内 横浜市の内 緑区 青葉区	神奈川県の内 横浜市の内 港南区 栄区	神奈川県の内 横浜市の内 旭区 瀬谷区	神奈川県の内 横浜市の内 戸塚区 泉区	神奈川県の内 横浜市の内 港北区 都筑区	神奈川県の内 横浜市の内 金沢区 磯子区	神奈川県の内 横浜市の内 神奈川区 保土ヶ谷区 鶴見区	神奈川県の内 横浜市の内 中区 西区 南区	神奈川県の内 匝瑳市の内 匝瑳区 我孫子市 千葉県の内 銚子市 旭市

三條	長岡	(新潟)	支局	新潟地方事務局	厚木	相模原	西湘二宮	湘南	横須賀	
(三條)	(長岡)	(新潟)	出張所		(厚木)	(相模原)	(西湘二宮)	(湘南)	(横須賀)	麻生
新潟県 三條市	新潟県 長岡市	新潟県 中央区	位置		神奈川県 厚木市	神奈川県 相模原市 中央区	神奈川県 中郡二宮町	神奈川県 藤沢市	神奈川県 横須賀市	神奈川県 川崎市 麻生区
新潟県の内 三條市 加茂市 燕市	新潟県の内 長岡市 小千谷市 見附市	新潟県の内 北区 東区 中央区 江南区 西区 西蒲区	管轄区域		神奈川県の内 秦野市 厚木市 伊勢原市 愛甲郡 神奈川県の内 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市	神奈川県の内 相模原市	神奈川県の内 平塚市 小田原市 南足柄市 中郡 足柄上郡 足柄下郡	神奈川県の内 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 高座郡	神奈川県の内 三浦市 逗子市 横須賀市	神奈川県の内 川崎市の内 高津区 宮前区 多摩区 麻生区

	(甲府)	支局	甲府地方事務局	南魚沼	佐渡	上越	糸魚川	村上	十日町	新津	新発田	柏崎
葦崎	(甲府)	出張所		(南魚沼)	(佐渡)	(上越)	(糸魚川)	(村上)	(十日町)	(新津)	(新発田)	(柏崎)
山梨県	山梨県 甲府市	位置		新潟県 南魚沼市	新潟県 佐渡市	新潟県 上越市	新潟県 糸魚川市	新潟県 村上市	新潟県 十日町市	新潟県 秋葉区 新潟市	新潟県 新発田市	新潟県 柏崎市
山梨県の内	山梨県の内 甲府市 山梨市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 中巨摩郡	管轄区域		新潟県の内 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡	新潟県の内 佐渡市	新潟県の内 妙高市 上越市	新潟県の内 糸魚川市	新潟県の内 岩船郡 村上市	新潟県の内 十日町市 中魚沼郡	新潟県の内 東蒲原郡 阿賀野市 五泉市 秋葉区 南区	新潟県の内 北蒲原郡 胎内市 新発田市	新潟県の内 刈羽郡 三島郡 柏崎市 新潟県の内 南蒲原郡

伊那	諏訪	飯田	上田	松本	(長野)	支局	長野地方 支務局	鰍沢	大月	
(伊那)	(諏訪)	(飯田)	(上田)	(松本)	(長野)	出張所		(鰍沢)	(大月)	
長野県 伊那市	長野県 諏訪市	長野県 飯田市	長野県 上田市	長野県 松本市	長野県 長野市	位置		山梨県 富士川町 南巨摩郡	山梨県 富士吉田市	山梨県 大月市
長野県の内 伊那市 駒ヶ根市	長野県の内 諏訪市 茅野市 諏訪郡	長野県の内 飯田市 下伊那郡	長野県の内 上田市 東御市 小県郡 埴科郡	長野県の内 松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡	長野県の内 千曲市 須坂市 上水内郡 上高井郡	管轄区域		山梨県の内 西桂町 忍野村 山中湖村 富士河口湖町 鳴沢村	山梨県の内 富士吉田市 南都留郡の内	山梨県の内 都留市 大月市 上野原市 南都留郡の内 道志村 北都留郡
										北杜市 山梨県の内
										北杜市 山梨県の内

富士	沼津	浜松	(静岡)	支局	静岡地方 支務局	木曽	佐久	飯山	大町	
(富士)	(沼津)	(浜松)	(静岡)	出張所		(木曽)	(佐久)	(飯山)	(大町)	
静岡県 富士市	静岡県 熱海市	静岡県 沼津市	静岡県 磐田市	静岡県 清水区	静岡県 葵区	長野県 木曽郡	長野県 佐久市	長野県 飯山市	長野県 大町市	長野県 上伊那郡
静岡県の内 富士宮市	静岡県の内 熱海市 伊東市	静岡県の内 沼津市 三島市 御殿場市	静岡県の内 磐田市 裾野市 伊豆の国市	静岡県の内 清水区 静岡市の内	静岡県の内 葵区 駿河区	長野県の内 木曽郡	長野県の内 小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡	長野県の内 飯山市 中野市 下高井郡 下高井郡	長野県の内 北安曇郡 大町市	長野県の内 上伊那郡

武生	敦賀		(福井)	支局	福井地方 方法務局	輪島	小松	七尾		(金沢)	支局	金沢地方 方法務局	砺波	魚津
(武生)	(敦賀)		(福井)	出張所		(輪島)	(小松)	(七尾)		(金沢)	出張所		(砺波)	(魚津)
福井県	敦賀市	福井県	福井市	位置		石川県 輪島市	石川県 小松市	石川県 七尾市		石川県 金沢市	位置		富山県 砺波市	富山県 魚津市
福井県の内	敦賀市 三方郡 三方上中郡	福井県の内 吉田郡 坂井市 あわら市 勝山市 大野市 福井市	福井県の内 福井市	管轄区域		石川県の内 輪島市 珠洲市 鳳珠郡	石川県の内 小松市 加賀市 能美市	石川県の内 七尾市 羽咋市 羽咋郡 鹿島郡		石川県の内 金沢市 かほく市 白山市 野々市市 能美郡 河北郡	管轄区域		富山県の内 砺波市 小矢部市 南砺市	富山県の内 魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡

美濃加茂	中津川	多治見	高山	大垣	(岐阜)	支局	岐阜地方 方法務局	小浜	
(美濃加茂)	(中津川)	(多治見)	(高山)	(大垣)	(岐阜)	出張所		(小浜)	
岐阜県 美濃加茂市	岐阜県 中津川市	岐阜県 多治見市	岐阜県 高山市	岐阜県 大垣市	岐阜県 岐阜市	位置		福井県 小浜市	越前市
岐阜県の内 美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡	岐阜県の内 中津川市 恵那市	岐阜県の内 多治見市 瑞浪市 土岐市	岐阜県の内 高山市 飛騨市 下呂市 大野郡	岐阜県の内 大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡	岐阜県の内 岐阜市 本巣市 羽島郡 本巣郡	管轄区域		福井県の内 小浜市 大飯郡	越前市 今立郡 南条郡 丹生郡

八幡	津地方法務局	支局	(津)	四日市	伊勢	松阪	桑名	伊賀	熊野	大阪法務局	支局	(大阪)
(八幡)	出張所	(津)	鈴鹿	(四日市)	(伊勢)	(松阪)	(桑名)	(伊賀)	(熊野)	尾鷲	(大阪)	天王寺
岐阜県 郡上市	位置	三重県 津市	三重県 鈴鹿市	三重県 四日市市	三重県 伊勢市	三重県 松阪市	三重県 桑名市	三重県 伊賀市	三重県 熊野市	三重県 尾鷲市	大阪府 中央区	大阪府 天王寺区
岐阜県の内 郡上市	管轄区域	三重県の内 津市 亀山市	三重県の内 鈴鹿市	三重県の内 四日市市 三重郡	三重県の内 伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡	三重県の内 松阪市 多気郡	三重県の内 桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡	三重県の内 名張市 伊賀市	三重県の内 熊野市 南牟婁郡	三重県の内 尾鷲市 北牟婁郡	大阪府の内 浪速区 旭区 大東市 四條畷市	大阪府の内 天王寺区 東成区 生野区 阿倍野区 住吉区 東住吉区 住之江区 平野区

北	池田	守口	枚方	堺	岸和田	北大阪	富田林	東大阪
北	池田	守口	枚方	(堺)	(岸和田)	(北大阪)	(富田林)	(東大阪)
大阪府 北区	大阪府 池田市	大阪府 守口市	大阪府 枚方市	大阪府 堺市 堺区	大阪府 岸和田市	大阪府 茨木市	大阪府 富田林市	大阪府 東大阪市
大阪府の内 大田区 淀川区 北区 此花区 西区 港区 大正区 西淀川区 東淀川区	大阪府の内 豊中市 池田市 箕面市 豊能郡	大阪府の内 門真市 守口市	大阪府の内 枚方市 寝屋川市 交野市	大阪府の内 堺市 松原市 高石市 大阪狭山市	大阪府の内 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 和泉市 泉南市 阪南市 泉北郡 泉南郡	大阪府の内 吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡	大阪府の内 富田林市 河内長野市 羽曳野市 藤井寺市 南河内郡	大阪府の内 八尾市

舞鶴	福知山				(京都)	支局	京都地方事務局	甲賀	長浜		彦根		(大津)	支局	大津地方事務局	
(舞鶴)	(福知山)	伏見	嵯峨		(京都)	出張所		(甲賀)	(長浜)	東近江	(彦根)	高島	(大津)	出張所		
舞鶴市	京都府 福知山市	京都府 伏見区	京都府 右京区	京都府 京都市 右京区	京都府 京都市 上京区	位置		滋賀県 甲賀市	滋賀県 長浜市	滋賀県 東近江市	滋賀県 彦根市	滋賀県 高島市	滋賀県 大津市	位置		
舞鶴市	京都府の内 綾部市	京都府の内 福知山市 南区 伏見区	京都府の内 乙訓郡 向日市 長岡京市	京都府の内 京都市の内 右京区 西京区	京都府の内 北区 上京区 左京区 中京区 東山区 下京区 山科区	管轄区域		滋賀県の内 甲賀市 湖南市	滋賀県の内 長浜市 米原市	滋賀県の内 近江八幡市 東近江市 蒲生郡	滋賀県の内 彦根市 愛知郡 犬上郡	滋賀県の内 高島市	滋賀県の内 野洲市 栗東市 守山市 草津市	管轄区域		柏原市 東大阪市

洲本	西宮	明石	尼崎	姫路				(神戸)	支局	神戸地方事務局	園部	京丹後	宮津		宇治
(洲本)	(西宮)	(明石)	(尼崎)	(姫路)	東神戸	北	須磨	(神戸)	出張所		(園部)	(京丹後)	(宮津)	木津	(宇治)
兵庫県	兵庫県 西宮市	兵庫県 明石市	兵庫県 尼崎市	兵庫県 姫路市	兵庫県 神戸市 東灘区	兵庫県 神戸市 北区	兵庫県 神戸市 須磨区	兵庫県 神戸市 中央区	位置		京都府 南丹市	京都府 京丹後市	京都府 宮津市	京都府 木津川市	京都府 宇治市
兵庫県の内	兵庫県の内 西宮市	兵庫県の内 明石市	兵庫県の内 尼崎市	兵庫県の内 姫路市 神崎郡	兵庫県の内 神戸市の内 東灘区	兵庫県の内 神戸市の内 北区	兵庫県の内 神戸市の内 長田区 須磨区 垂水区 西区	兵庫県の内 神戸市の内 灘区 中央区 兵庫区	管轄区域		京都府の内 京丹後市 京丹後市 亀岡市 南丹市 船井郡	京都府の内 京丹後市	京都府の内 宮津市 与謝郡	京都府の内 木津川市 相楽郡	京都府の内 宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 久世郡 綴喜郡

[illegible]

宇和島	今治		(松山)	支局	松山地方 法務局	美馬	阿南		(徳島)	徳島地方 法務局	観音寺
(宇和島)	(今治)	砥部	(松山)	出張所		(美馬)	(阿南)		(徳島)	出張所	(観音寺)
宇和島市	愛媛県 今治市	愛媛県 砥部町	愛媛県 松山市	位置		徳島県 美馬市	徳島県 阿南市		徳島県 徳島市	位置	香川県 観音寺市
宇和島市 北宇和郡	愛媛県の内 越智郡	愛媛県の内 砥部町	愛媛県の内 松山市(砥部出張所の管轄に属する地域を除く)	管轄区域		徳島県の内 美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	徳島県の内 阿南市 那賀郡 海部郡	徳島県の内 板野郡	徳島県の内 徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡	管轄区域	香川県の内 観音寺市 三豊市

	(福岡)	支局	福岡法務局	西条	大洲	四国中央	高知地方 法務局	支局	(高知)	安芸	須崎	四万十	香美
西新	(福岡)	出張所		(西条)	(大洲)	(四国中央)	出張所	(高知)	(高知)	(安芸)	(須崎)	(四万十)	(香美)
福岡県	福岡市 中央区	福岡県 福岡市	位置	愛媛県 西条市	愛媛県 大洲市	愛媛県 四国中央市	位置	高知県 高知市	高知県 高知市	高知県 安芸市	高知県 須崎市	高知県 四万十市	高知県 香美市
福岡県の内	福岡市の内 東区 博多区 中央区 南区	福岡県の内	管轄区域	愛媛県の内 新居浜市 西条市	愛媛県の内 八幡浜市 大洲市 西予市 喜多郡 西宇和郡	愛媛県の内 四国中央市	管轄区域	高知県の内 高知市 土佐市 吾川郡 高岡郡の内 佐川町 越知町 日高村	高知県の内 高知市 土佐市 高岡郡の内 佐川町 越知町 日高村	高知県の内 安芸市 安芸市 安芸市 安芸市	高知県の内 須崎市 高岡郡の内 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	高知県の内 高知市 宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡	高知県の内 高知市 南国市 香南市 香美市 長岡郡 土佐郡

朝倉	柳川	田川	飯塚	直方	久留米	北九州				
(朝倉)	(柳川)	(田川)	(飯塚)	(直方)	(久留米)	八幡	(北九州)	福岡	粕屋	
福岡県 朝倉市	福岡県 柳川市	福岡県 田川市	福岡県 飯塚市	福岡県 直方市	福岡県 久留米市	福岡県 北九州市 八幡西区	福岡県 北九州市 小倉北区	福岡県 福岡市	福岡県 粕屋町	福岡県 早良区
朝倉郡 福岡県の内	福岡県の内 大牟田市 柳川市 大川市 みやま市 三潞郡	福岡県の内 田川市 田川郡	福岡県の内 飯塚市 嘉麻市 嘉穂郡	福岡県の内 直方市 宮若市 鞍手郡	福岡県の内 久留米市 小郡市 うきは市 三井郡	福岡県の内 北九州市の内 若松区 中間市 遠賀郡 八幡東区 八幡西区	福岡県の内 北九州市の内 門司区 戸畑区 小倉北区 小倉南区	福岡県の内 糟屋郡の内 糟屋市 古賀市 福岡市 新宮町	福岡県の内 糟屋郡の内 糟屋市 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町	福岡県の内 糸島市 西區 城南区 早良区

佐世保	(長崎)	支局	長崎地方 支務局	武雄	伊万里	唐津	(佐賀)	佐賀地方 支務局	筑紫	行橋	八女
(佐世保)	(長崎)	出張所		(武雄)	(伊万里)	(唐津)	(佐賀)	出張所	(筑紫)	(行橋)	(八女)
長崎県 佐世保市	長崎県 長崎市	位置		佐賀県 武雄市	佐賀県 伊万里市	佐賀県 唐津市	佐賀県 佐賀市	位置	福岡県 筑紫野市	福岡県 行橋市	福岡県 八女市
長崎県の内 佐世保市	長崎県の内 長崎市 西彼杵郡	管轄区域		佐賀県の内 武雄市 鹿島市 嬉野市 杵島郡 藤津郡	佐賀県の内 伊万里市 西松浦郡	佐賀県の内 唐津市 東松浦郡	佐賀県の内 佐賀市 神埼郡 三養基郡	管轄区域	福岡県の内 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	福岡県の内 行橋市 豊前市 京都郡 築上郡	福岡県の内 八女市 筑後市 八女郡

宇土	山鹿	天草	玉名	人吉	八代	(熊本)	熊本	熊本	対馬	老岐	平戸	五島	諫早	島原	
(宇土)	(山鹿)	(天草)	(玉名)	(人吉)	(八代)	(熊本)	出張所	熊本	(対馬)	(老岐)	(平戸)	(五島)	(諫早)	(島原)	
熊本県	山鹿市 熊本県	天草市 熊本県	玉名市 熊本県	人吉市 熊本県	八代市 熊本県	中央区 熊本県	熊本市 熊本県	熊本市 熊本県	対馬市 長崎県	壱岐市 長崎県	平戸市 長崎県	五島市 長崎県	諫早市 長崎県	島原市 長崎県	
熊本県の内	菊池市 山鹿市 熊本県の内	天草市 天草郡 熊本県の内	玉名市 荒尾市 玉名郡 熊本県の内	人吉市 球磨郡 熊本県の内	八代市 水俣市 八代郡 熊本県の内	八代市 水俣市 八代郡 熊本県の内	上益城郡 熊本市 熊本県の内	熊本市 熊本市 熊本県の内	対馬市 長崎県の内	壱岐市 長崎県の内	松浦市 長崎県の内	五島市 長崎県の内	雲仙市 大村市 諫早市 長崎県の内	南島原市 島原市 長崎県の内	西海市 東彼杵郡 北松浦郡 南松浦郡 長崎県の内

都城			(宮崎)	支局	宮崎	宇佐	杵築	竹田	佐伯	日田	中津	(大分)	支局	大分	阿蘇	
(都城)	高鍋		(宮崎)	出張所	宮崎	(宇佐)	(杵築)	(竹田)	(佐伯)	(日田)	(中津)	(大分)	出張所	大分	(阿蘇大津)	
宮崎県 都城市	宮崎県 高鍋町	宮崎県 児湯郡	宮崎県 宮崎市	宮崎県 宮崎市	大分県 宇佐市	大分県 杵築市	大分県 杵築市	大分県 竹田市	大分県 佐伯市	大分県 日田市	大分県 中津市	大分県 大分市	大分県 大分市	大分県 大分市	熊本県 熊本市 阿蘇郡	宇土市
北諸県郡 都城市	宮崎県の内 児湯郡	宮崎県の内 西都市	宮崎県の内 東諸県郡	宮崎県の内 宮崎市	大分県の内 豊後高田市 宇佐市	大分県の内 杵築市	大分県の内 杵築市	大分県の内 竹田市	大分県の内 佐伯市	大分県の内 日田市	大分県の内 中津市	大分県の内 別府市	大分県の内 臼杵市	大分県の内 由布市	熊本県の内 阿蘇市	宇土市 宇城市 下益城郡

霧島	奄美	鹿屋	川内	(鹿兒島)	支局	鹿兒島地方事務局	日南	延岡	
(霧島)	(奄美)	曾於	出水	(川内)	出張所		(日南)	(延岡)	小林
鹿兒島県	鹿兒島県 奄美市	鹿兒島県 曾於市	鹿兒島県 出水市	鹿兒島県 薩摩川内市	鹿兒島県 鹿兒島市	鹿兒島県 鹿兒島市	宮崎県 日南市	宮崎県 延岡市	宮崎県 小林市
鹿兒島県の内	鹿兒島県の内 奄美市 大島郡	鹿兒島県の内 曾於市 志布志市 曾於郡	鹿兒島県の内 出水市 出水郡	鹿兒島県の内 薩摩川内市 いちき串木野市 薩摩郡	鹿兒島県の内 熊毛郡の内 屋久島町	鹿兒島県の内 西之表市 鹿兒島郡	宮崎県の内 日南市 串間市	宮崎県の内 延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡	宮崎県の内 えびの市 西諸郡

別表第二	官署	札幌法務局の本庁及びその支局	札幌市	管轄区域	北海道の内
知覧	(知覧)	霧島市	霧島市	伊佐市	始良市
南さつま	鹿兒島県 南九州市	鹿兒島県 南九州市	鹿兒島県 南さつま市	鹿兒島県 枕崎市	鹿兒島県 南さつま市
那覇	(那覇)	那覇市	那覇市	那覇市	那覇市
宮古島	(宮古島)	宮古島市	宮古島市	宮古島市	宮古島市
石垣	(石垣)	石垣市	石垣市	石垣市	石垣市
名護	(名護)	名護市	名護市	名護市	名護市
沖縄	(沖縄)	沖縄県	沖縄県	沖縄県	沖縄県
宜野湾	宜野湾市	宜野湾市	宜野湾市	宜野湾市	宜野湾市
読谷村	読谷村	読谷村	読谷村	読谷村	読谷村
嘉手納町	嘉手納町	嘉手納町	嘉手納町	嘉手納町	嘉手納町
北谷町	北谷町	北谷町	北谷町	北谷町	北谷町
北中城村	北中城村	北中城村	北中城村	北中城村	北中城村
中城村	中城村	中城村	中城村	中城村	中城村

函館地方 法務局の本庁及びその支局		
	小樽市 室蘭市 夕張市 岩見沢市 苫小牧市 美唄市 芦別市 江別市 赤平市 三笠市 千歳市 滝川市 砂川市 歌志内市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 石狩郡 磯谷郡 虻田郡 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡 空知郡の内 南幌町 夕張郡 樺戸郡 有珠郡 白老郡 勇払郡の内 厚真町 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡 北海道の内	小樽市 室蘭市 夕張市 岩見沢市 苫小牧市 美唄市 芦別市 江別市 赤平市 三笠市 千歳市 滝川市 砂川市 歌志内市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 石狩郡 磯谷郡 虻田郡 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡 空知郡の内 南幌町 夕張郡 樺戸郡 有珠郡 白老郡 勇払郡の内 厚真町 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡 北海道の内

釧路地方 法務局の本庁及びその支局	旭川地方 法務局の本庁及びその支局	
	北海道の内 旭川市 留萌市 稚内市 紋別市 士別市 名寄市 深川市 富良野市 雨竜郡 上川郡の内 鷹栖町 川町 空知郡の内 上富良野町 勇払郡の内 占冠村 中川郡の内 美深町 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡 紋別郡の内 滝上町 北海道の内	北海道の内 旭川市 留萌市 稚内市 紋別市 士別市 名寄市 深川市 富良野市 雨竜郡 上川郡の内 鷹栖町 川町 空知郡の内 上富良野町 勇払郡の内 占冠村 中川郡の内 美深町 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡 紋別郡の内 滝上町 北海道の内

仙台法務局の本庁及びその支局	宮城県	目梨郡
青森地方法務局の本庁及びその支局	青森県	
盛岡地方法務局の本庁及びその支局	岩手県	
秋田地方法務局の本庁及びその支局	秋田県	
山形地方法務局の本庁及びその支局	山形県	
福島地方法務局の本庁及びその支局	福島県	
東京法務局の本庁及びその支局並びに板橋出張所	東京都	
水戸地方法務局の本庁及びその支局	茨城県	
宇都宮地方法務局の本庁及びその支局	栃木県	
前橋地方法務局の本庁及びその支局	群馬県	
さいたま地方法務局の本庁及びその支局	埼玉県	
千葉地方法務局の本庁及びその支局	千葉県	
横浜地方法務局の本庁及びその支局	神奈川県	
新潟地方法務局の本庁及びその支局	新潟県	
甲府地方法務局の本庁及びその支局	山梨県	
長野地方法務局の本庁及びその支局	長野県	
静岡地方法務局の本庁及びその支局	静岡県	
名古屋法務局の本庁及びその支局	愛知県	
富山地方法務局の本庁及びその支局	富山県	
金沢地方法務局の本庁及びその支局	石川県	
福井地方法務局の本庁及びその支局	福井県	
岐阜地方法務局の本庁及びその支局	岐阜県	
津地方法務局の本庁及びその支局	三重県	
大阪法務局の本庁及びその支局	大阪府	
		斜里郡
		常呂郡
		紋別郡の内
		遠軽町
		河東郡
		上川郡の内
		新得町
		河西郡
		広尾郡
		中川郡の内
		幕別町
		足寄郡
		十勝郡
		釧路郡
		厚岸郡
		川上郡
		阿寒郡
		白糠郡
		野付郡
		標津郡
		豊頃町
		本別町

大津地方法務局の本庁及びその支局	滋賀県
京都地方法務局の本庁及びその支局	京都府
神戸地方法務局の本庁及びその支局	兵庫県
奈良地方法務局の本庁及びその支局	奈良県
和歌山地方法務局の本庁及びその支局	和歌山県
広島法務局の本庁及びその支局	広島県
鳥取地方法務局の本庁及びその支局	鳥取県
松江地方法務局の本庁及びその支局	島根県
岡山地方法務局の本庁及びその支局	岡山県
山口地方法務局の本庁及びその支局	山口県
高松法務局の本庁及びその支局	香川県
徳島地方法務局の本庁及びその支局	徳島県
松山地方法務局の本庁及びその支局	愛媛県
高知地方法務局の本庁及びその支局	高知県
福岡法務局の本庁及びその支局	福岡県
佐賀地方法務局の本庁及びその支局	佐賀県
長崎地方法務局の本庁及びその支局	長崎県
熊本地方法務局の本庁及びその支局	熊本県
大分地方法務局の本庁及びその支局	大分県
宮崎地方法務局の本庁及びその支局	宮崎県
鹿児島地方法務局の本庁及びその支局	鹿児島県
那覇地方法務局の本庁及びその支局	沖縄県